選 挙 クイズ



Ｑ１　「期日前投票制度」（投票日の前に投票する制度）について正しく述べているものは、次のうちどれ？

１　立候補届出の日の翌日から投票日の前日までの間、投票することができる。
２　有権者ごとに決められた投票所でしか投票できない。
３　旅行など、仕事や学校の用事以外の個人的な用事で選挙に行けない場合は、投票できない。

こたえ

Ｑ２　外国にいても、日本の選挙の投票（在外投票）ができます。
在外投票について、誤っているものは、次のうちどれ？

１　石川県知事選挙および石川県議会議員選挙では、在外投票ができない。
２　在外選挙人名簿への登録の申請は、出国前と出国後、どちらでもできる。
３　一時帰国し日本国内で投票する場合は、在外選挙人証は不要である。

こたえ

Ｑ３　選挙における投票について、誤っているものは、次のうちどれ？

１　投票所入場券がなくても、投票することができる。
２　選挙の当日に１８歳になる方は、当日投票しかできない。
３　記載台には、候補者の氏名や政党名が掲示されている。

こたえ

Ｑ４　国政選挙について正しく述べているものは、次のうちどれ？

１　参議院議員通常選挙の際は、同時に最高裁判所裁判官の国民審査も行われる。
２　衆議院議員の比例代表選挙では、政党（又は政治団体）名のみ記入する。
３　参議院議員選挙の比例代表選挙では、復活当選がある。

こたえ

選挙クイズの答え



Ｑ１の答え・・・　１

期日前投票ができる期間は、立候補届出の日の翌日から投票日の前日まで、となっており、市町選挙管理委員会が１箇所以上設置する「期日前投票所」で投票することができます。（期日前投票所によって開設日や時間が異なる場合がありますので、各市町選挙管理委員会HP をご確認ください。）

投票日当日に投票する場合には、有権者ごとに決められた投票所でしか投票できませんが、石川県内における期日前投票の場合、お住まいの（住民票のある）市町にあるどの期日前投票所でも投票できます。

また、期日前投票は、仕事や学校の用事、個人的な用事といった事情とは関係なく行うことができます。この制度を活用して貴重な一票を無駄にすることがないようにしましょう。

Ｑ２の答え・・・　３

在外投票できる選挙は、国政選挙（衆議院議員選挙と参議院議員選挙）のみです。

在外選挙人名簿への登録の申請には、出国前に国外への転出届を申請する場合に市区町村の窓口で申請する方法（出国時申請）と、出国後に居住している地域を管轄する日本大使館・総領事館（領事事務所を含みます。）に申請する方法（在外公館申請）があります。

在外投票（日本国内に一時帰国して投票する場合なども含みます。）を行う際は、在外選挙人証が必要です。在外公館等（大使館、総領事館など）で投票を行う際は、旅券等の身分証明書も必要です。

Ｑ３の答え・・・　２

投票所では、投票所入場券により本人確認を行います。入場券がなくても投票できますが、本人確認に時間がかかることがあります。

本人確認を受け、投票用紙を受け取った後、投票記載台で投票用紙に候補者の氏名等を記載します。記載台には候補者の氏名や政党名が掲示されています。

投票日の翌日までに 18 歳の誕生日が来る方は、投票日当日に投票ができます。また、投票日当日に用事があって投票に行けない場合、期日前投票ではなく「不在者投票」ができます。（期日前投票では期日前投票を行った日、不在者投票では投票日当日を基準に選挙権の有無を確認するためです。）

Ｑ４の答え・・・　２

最高裁判所裁判官の国民審査が行われるのは、衆議院議員総選挙の際です。その際、投票所では、衆議院議員の小選挙区及び比例代表の選挙の投票と併せて、最高裁判所裁判官国民審査の投票を行います。

衆議院議員の比例代表選挙では、政党（又は政治団体）名のみ記入します。候補者の氏名を書くと無効となるため注意してください。

比例代表選挙に復活当選の制度があるのは、衆議院議員総選挙です。